

学習塾講師検定における研修機関に関する細則

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この細則は、学習塾講師能力評価システム運営規程第31条に基づき、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）の学習塾講師検定における研修機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修機関)

第2条 法人組織で、学習塾講師検定資格取得者になろうとする者（以下「受講対象者」という。）に研修を行う業務を適確に実施する能力があると認められる者は、協会の認定を受けて、学習塾講師検定研修機関（以下「研修機関」という。）になることができる。

2 研修機関の種別については、「別表1」に定める通り。

3 本条第1項に定める、協会の認定を受けた研修機関を指定研修機関（以下「指定機関」という。）という。

4 指定機関は学習塾講師検定研修機関認定基準（以下「認定基準」という。）に定めるところに従い、受講対象者に必要な知識及び技能を提供する業務（以下「研修業務」という。）を行う。

(認定の申請)

第3条 研修機関の認定を受けようとする組織（以下「申請組織」という。）は、次に掲げる申請書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 所定の様式による認定申請書
- (2) 登記事項証明書その他の申請組織の存在を証する公的書類
- (3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類
- (4) 誓約書
- (5) その他協会が指示する書類又は申請組織が適当と認める書類

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する組織（実質的に同一とみなすべき組織を含む。）は、研修機関の認定を受けることができない。

- (1) 申請の日前3か月以内に研修機関の認定を否とする旨の決定を受けた組織
- (2) 申請の日前2年以内に認定の取消しを受けた組織
- (3) 本邦の法律に基づいて設立されたものでない組織

(審査)

第5条 協会は、前条に規定する事項のほか申請組織の認定基準への適合性について審査を行う。

(認定)

第6条 協会は、前条の審査の結果に基づき、学習塾講師検定事業部の審議を経て、申請組織を研修機関として認定することの可否について決定し、その内容を申請組織に通知する。

2 指定機関の認定は、協会が当該組織と締結する研修機関の認定に関する契約（以下「研修機関契約」という。）において行う。

3 研修機関契約は、様式1のとおりとする。研修機関契約を締結した組織は、研修業務の範囲において、本細則及び研修機関契約に定めるところに従い、学習塾講師検定研修を事業活動に使用することができる。

4 協会は、申請組織と研修機関契約を締結したときは、当該組織に対し様式2による学習塾講師検定指定研修機関認定証を交付する。

5 研修機関契約の有効期間は、締結の日から2年とする。

6 研修機関の認定を否とする旨の決定にあつては、第1項の規定による通知は、その理由を付して行う。

7 協会と研修機関契約を締結した組織は、別に定める学習塾講師検定指定研修機関登録料（以下「登録料」という。）を協会に納付しなければならない。

8 当該組織は、納付した登録料については、協会が特に適当と認める場合を除き、返還を請求することができない。

(基準に基づく研修業務の実施)

第7条 指定機関は、認定基準と同等の内容を含む研修業務の実施に関する規程を定め、研修業務の実施に当たっては、当該規程によらなければならない。

2 研修機関は、前項の規程を定めたときは、その写しを協会に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 指定機関は、第3条の申請書類の内容となった事項に重要な変更を生じたときは、速やかに協会に報告しなければならない。

(研修機関の登録)

第9条 協会は、所定の登録簿を備え、指定機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のホームページ等を通じて公表する。

(1) 指定機関名及び代表者名

(2) 指定機関所在地

(3) 事業の概要

(4) 認定の日（研修機関契約の締結日をいう。）及びその更新の日（研修機関契約の更新の日をいう。）並びにその有効期間（研修機関契約の有効期間をいい、その更新後の有効期間を含む。以下同じ。）

(5) 受講対象者向けの問い合わせ窓口の所在に関する情報

(研修機関契約の更新)

第10条 指定機関は、研修機関契約の有効期間（この項の規定により研修機関契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、協会の審査を受けて、研修機関契約の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする指定機関は、研修機関契約の有効期間の満了前3か月以内2か月前までに、次の申請書類を協会に提出しなければならない。

（1）所定の様式による更新申請書

（2）第3条の5第2号から第5号までに掲げる書類

3 協会は、審査の結果に基づき、学習塾講師検定事業部の審議を経て、第1項の更新の可否について決定し、更新を可とする旨決定したときは研修機関契約を当該決定した日をもって更新しその旨を、更新を否とする旨決定したときはその旨を、研修機関に通知する。

4 更新後の研修機関契約の有効期間は、更新前の有効期間に2年を加えた期間とする。

5 協会が前項の規定により研修機関契約を更新し、又は更新を否とする旨決定するまでの間は、研修機関契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。ただし、有効期間の満了後に経過した期間については、前項の規定により、更新後の研修機関契約の期間に算入する。

6 協会は、第3項の規定により研修機関契約を更新したときは、研修機関に対し更新後の有効期間に対応する学習塾講師検定指定研修機関認定証を交付する。

（事故の報告）

第11条 指定機関は、事故等が発生した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。

（調査）

第12条 協会は、学習塾講師検定制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、指定機関に対し研修業務の実施状況について報告を求めることができる。

2 協会は、必要があると認めるときは、当該機関の事務所及び研修の調査を行うことができる。

3 協会は、前項の規定に基づいて実施した調査に係る経費について、協会の規定に基づき、指定機関に請求することができる。

（勧告又は要請）

第13条 協会は、前条に規定する調査の結果に基づき、学習塾講師検定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、学習塾講師検定事業部の審議を経て、指定機関に対し研修業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。

（認定の取消し）

第14条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学習塾講師検定事業部の審議を経て、当該組織に対する研修機関の認定を将来に向かって取り消すことができる。

（1）申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

（2）機関が正当な理由なく第12条に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の

報告をしたとき。

(3) 研修機関が正当な理由なく前条の規定による要請に従わないとき。

(4) 研修機関が第4条第3号に該当するに至ったとき。

(5) 第6条第7項に規定する登録料を、協会が請求してから3ヶ月以内に納付しないとき。

2 前項の規定による取消しは、協会が当該組織と締結した研修機関契約を解除することにより行う。

3 第1項の規定による取消しを受けた組織は、以後研修業務の実施を中止し、学習塾講師検定指定研修機関認定証を協会に返納しなければならない。

(取消しの効果)

第15条 前条第1項の規定による取消しを受けた組織が当該取消し前に受講対象者に発行した修了証明書は、当該受講対象者の責めに帰すべき事由のないときは、当該取消しによって効力を失わない。

附則

本細則は平成24年5月13日に施行する。

【別表1】

種 別	研 修 内 容
研修機関A	集団指導3級資格取得者を養成するための研修

【様式1】 略